

京都府建設工事苦情処理手続要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、京都府が発注する建設工事（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象工事（以下「特定調達契約という。」を除く。）の非指名理由等に係る苦情処理手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要綱による苦情処理の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次のとおりとする。ただし、特に秘密にする必要があるもの及び予定価格が250万円以下のものは、対象としない。

- (1) 一般競争入札（特定調達契約を除く。）により実施する工事
- (2) 指名競争入札により実施する工事
- (3) 随意契約により実施する工事

(一次苦情申立て)

第3条 この要綱による苦情申立ては、次表の左欄に掲げる入札・契約方式の区分に応じ、同表の中欄に掲げる苦情の申立てができる者が、同表の右欄に掲げる発注機関の長に求めることができる内容（苦情申立者に係るものに限る。）について、説明を求めることができるものとする。

| 入札・契約方式の区分 | 苦情の申立てができる者 | 発注機関の長に求めることができる内容 |
|--------------|--|-----------------------|
| 一般競争入札 | 入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、発注機関の長から入札参加資格がないと認められた者 | 入札参加資格がないと認めた理由 |
| 一般競争入札（総合評価） | 総合評価方式により落札者を決定する場合において落札者とならなかった者 | 評価点の内訳 |
| 指名競争入札 | 当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者 | 非指名理由 |
| 随意契約 | 当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類に係る建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する許可を受けている者をいう。）で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者 | 当該契約の相手方として選定されなかった理由 |

2 苦情の申立ては、次の各号に掲げる対象工事の区分ごとに当該各号に定める日までに、申立者の氏名及び住所、申立の対象となる工事、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項を記載した苦情申立書により、当該工事の発注機関の長に対して行うことができるものとする。

(1) 一般競争入札 発注機関の長が通知した入札参加資格がないと認めた通知書（以下「欠格通知書」という。）を受理した日の翌日から起算して5日を経過する日（京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）第1条に規定する府の休日（以下「休日」という。）を含まない。ただし、当該入札公告に別途の定めがある場合を除く。）

(2) 一般競争入札（総合評価） 発注機関の長が落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日を経過する日（休日を含まない。）

(3) 指名競争入札 発注機関の長が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日を経過する日（休日を含まない。）

(4) 随意契約 発注機関の長が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日を経過する日（休日を含まない。）

（一次苦情申立てへの回答）

第4条 発注機関の長は、苦情の申立てがあった場合は、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に回答書により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶなど、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、申立者に通知の上、回答期間を延長することができるものとする。

2 発注機関の長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

（一次苦情申立て手続等の教示）

第5条 発注機関の長は、次の各号に掲げる対象工事の区分に応じ、当該各号に定める方法により、苦情の申立て手続の教示を行うものとする。

(1) 一般競争入札 欠格通知書に記載

(2) 一般競争入札（総合評価） 掲示等

(3) 指名競争入札及び随意契約 掲示等

（一次苦情処理結果の公表）

第6条 発注機関の長は、申立者に回答を行ったときは、苦情申立書及び回答書を速やかに公表するものとする。

（再苦情申立て）

第7条 回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服があるものは、知事に対し、再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情の申立ては、発注機関の長から回答書を受けた日から7日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立書により行うものとする。

3 知事は、再苦情の申立てがあった場合は、速やかに京都府入札監視委員会の委員（以下「委員」という。）の意見を聴くものとする。

(再苦情申立てへの回答)

- 第8条 知事は、申立者に対し、委員の意見を踏まえた上で、委員の意見を聞いた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い発注機関の長が講じようとする措置の概要を、明らかにしなければならない。
- 2 知事は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、前条第3項の規定にかかわらず、申立て後7日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立て方法等の教示)

- 第9条 前2条に規定する再苦情の申立ての手続は、第4条第1項に規定する回答書に記載して明示するものとする。

(再苦情処理結果の公表)

- 第10条 知事は、再苦情申立者に回答を行ったときは、再苦情申立書及び回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月4日から施行する。